

【改正全文】
医政発第1009008号
平成15年10月9日
最終改正 医政発0325第3号
平成28年3月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

特定医療法人制度の改正について

所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第139号）、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第34号）及び租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）に係る改正が行われ、平成15年4月1日から施行されている。

今般の制度改正に伴う特定医療法人制度の新たな取扱いについては下記のとおりであるので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしくお願いする。

なお、本通知については、財務省主税局及び国税庁と協議済みであるので、念のため申し添える。

記

第1 改正の要点等

今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。

1 改正後の要件

改正後の要件は次のとおりとされたこと。なお、改正後の法令等の規定については、別添1を参照されたいこと。

（1）厚生労働大臣の証明書の交付を受けること

その法人の事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けること。

(2) 役員等の構成

その法人の運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第2号イからハまでに掲げる特殊な関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。

なお、運営組織の適正性を保つ見地から、役員等の数は、理事について6名以上及び監事について2名以上としていること並びに評議員の数について理事の数の2倍以上としていること。

(3) 役員等に対する特別の利益の供与

その設立者、役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

(4) 残余財産の帰属

その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の医療法人（財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。）に帰属する旨の定めがあること。

(5) 法令違反

その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと（改正前：医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。）。

また、(1)の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）として、次のとおり定められた。

(i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

なお、健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

a 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査

- b 船員保険法（昭和14年法律第73号）第57条の2第1項の規定により政府が行う健康診査
 - c 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により保険者が行う健康診査
 - d 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
 - e 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
 - f 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
 - g 学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第4条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
 - h 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査
 - i 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
 - j 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査
- ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に1.5を乗じて得た額の範囲内であること。
- ニ 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。
- なお、役職員の給与等に関する職務内容及び年齢による加減算については撤廃された。
- (ii) その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。
- イ その医療施設のうち一以上のものが、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう）を開設する医療法人にあっては、a又はbに、診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう）のみを開設する医療法人にあってはcに該当すること。
 - a 40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあっては、30人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。

- b 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
 - c 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - 各医療施設（病院、診療所及び介護老人保健施設のことをいう。）ごとに、特別の療養環境に係る病床数（介護老人保健施設にあっては、特別な療養室に係る定員数）がその医療施設の有する病床数（介護老人保健施設にあっては、定員数）の30%以下（改正前：20%以下）であること。
- なお、平均料金の上限（5,000円）は廃止された。

2 手続等

（1）権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。（別添2参照）

- ① 申請者の名称及び納税地
- ② 代表者の氏名
- ③ その設立の年月日
- ④ 申請者が現に行っている事業の概要
- ⑤ その他参考になるべき事項

また、申請書には、次の書類を添付しなければならないこととされた。

イ その寄附行為又は定款の写し

ロ その申請時の直近に終了した事業年度に係る前記1（1）の厚生労働大臣の証明書

ハ 前記1（2）（3）（5）の要件を満たす旨を説明する書類

なお、医療法人が、承認の取消しを受けた場合にはその取消しの日、承認に係る税率の適用の取りやめの届出書を提出した場合にはその届出書を提出した日のそれぞれの日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請書を提出することができないこととされた。

国税庁が定める申請の様式、手続等については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）を参照するとともに、各國税局・税務署に問い合わせられたいこと。

（2）承認申請時の証明書の添付

従前より、医療施設に関する基準に該当している旨等について都道府県において証明書の発行がなされていたところであるが、今般、承認の申請を行うに際して、前記1（1）の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受ける手續が必要とされたことに伴い、当該証明書については、地方厚生局において交付することとしているが、都道府県衛生主管部局におかれでは、前記1（ii）イに該当している旨の証明等について、引き続き、御協力願いたいこと。また、承認手続の流れについては、別添2を参照されたいこと。

(3) 各事業年度ごとの証明書の提出

各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、当該事業年度において前記1（1）の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けた上で、納税地の所轄の税務署を経由して国税庁に提出することとされたこと（当該事業年度終了の日において社会医療法人に該当する場合を除く。）。なお、当該証明書の交付手続については、前記（2）の承認申請時の手續に準じることとすること。

また、証明書を提出する際に、前記1（2）（3）の要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出しなければならないこととされた。

(4) 承認の取消し等

国税庁長官は、特定医療法人の承認を受けた法人について、前記1の承認を受けるための要件を満たさないこととなったと認められる場合には、その満たさないこととなったと認められる時までさかのぼってその承認を取り消すこととされた。なお、その満たさないこととなったと認められる時以後に終了したその医療法人の各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

また、特定医療法人の承認を受けた法人は、その承認に係る税率の適用をやめようとする場合には、次の事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。なお、その届出書の提出があったときは、その提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

- ① 届出をする医療法人の名称及び納税地
- ② 代表者の氏名
- ③ 特定医療法人の承認を受けた日
- ④ 特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめようとする理由
- ⑤ その他参考となるべき事項

(5) 定款又は寄附行為の事前審査

特定医療法人の承認に際して、各国税局における事前審査が終了次第、速やかに所要の定款又は寄附行為の変更認可を与える必要があることから、都道府県医療法人担当部局におかれでは、各国税局における事前審査と並行して、特定医療法人の承認が得られた場合に必要となる定款又は寄附行為の変更について事前審査を行われるよう御協力願いたいこと（別添2参照）。

(6) 各地方厚生局・国税局からの照会への対応

各地方厚生局又は各国税局から都道府県衛生主管部局宛に、医療関係法令の遵守状況その他承認手続等に必要な事項について照会があった場合の適切な対応及び御協力方お願いしたいこと。

(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応

特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

- ① 医療に関する法律に基づき特定医療法人又はその理事長が罰金刑以

上の刑事処分を受けた場合

- ② 特定医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
 - ③ 特定医療法人の承認を受けているにも関わらず、定款に基金の規定がある場合、又は、毎会計年度終了後に提出される事業報告書等について、貸借対照表の純資産の部に基金が計上されている場合であって、医療法第64条第1項の命令が発せられた場合。
 - ④ その他①、②及び③に相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合
 - ⑤ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合
- (8) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

特定医療法人が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第2項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による22%の法人税率の特例は適用されることから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとすること。

第2 その他の留意事項

(1) モデル定款・寄附行為例の遵守

今般の制度改正に伴い、モデル定款・寄附行為例についても所要の改正（医療法施行規則（平成19年厚生労働省令第39号）により、新たに設けられた基金制度について、特定医療法人は採用できないことに特に注意すること）を行い、別添3のとおりとしたので、引き続き、その遵守について適切に指導されたいこと。

(2) 特定医療法人の承認の失効後の定款又は寄附行為変更の取扱い

特定医療法人であった医療法人から、特定医療法人ではなくなったことに関し、定款又は寄附行為の変更の認可の申請があった場合の審査に当たっては、当該法人に係る制度の趣旨にかんがみ、解散した場合のその残余財産について、国、地方公共団体又は他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに帰属する旨の定款又は寄附行為における定めについては変更することを認めないよう取り扱われたいこと。

(3) 税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達等を参照されたいこと。

- ① 贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に關

する部分) 及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて (昭和39年6月9日直審(資)24、直資77)

② 租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて (昭和55年4月23日直資2-181)

③ 特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について (平成15年4月4日課法10-15)

④ 出資持分の定めのある社団医療法人が特別医療法人に移行する場合の課税関係について (平成17年4月27日文書回答)

第3 既存通知の廃止

「特定の医療法人に関する租税特別措置について」(昭和40年2月1日付け医発第99号厚生省医務局長通知)は廃止する。

(別添1) 特定医療法人の関係法令

○租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（抄）

（特定の医療法人の法人税率の特例）

第67条の2 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの

（清算中のものを除く。）のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたもの（医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人を除く。）の当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、法人税法第66条第1項又は第2項の規定にかかわらず、100の19の税率により、法人税を課する。

2 国税庁長官は、前項の承認を受けた医療法人について同項に規定する政令で定める要件を満たさないこととなつたと認められる場合には、その満たさないこととなつたと認められる時まで遡つてその承認を取り消すものとする。この場合においては、その満たさないこととなつたと認められる時以後に終了した当該医療法人の各事業年度の所得については、同項の規定は、適用しない。

3 国税庁長官は、第1項の承認をしたとき、若しくは当該承認をしないことを決定したとき、又は当該承認を取り消したときは、その旨を当該承認を申請した医療法人又は当該承認を受けていた医療法人に通知しなければならない。

4 第1項の規定の適用がある場合において、法人税法第69条第1項の規定の適用については、同項中「第66条第1項から第3項まで（各事業年度の所得に対する法人税の税率）」とあるのは「租税特別措置法第67条の2第1項（特定の医療法人の法人税率の特例）」と、同法第72条第1項又は第74条第1項の規定の適用については、同法第72条第1項第2号又は第74条第1項第2号中「前節（税額の計算）」とあるのは「租税特別措置法第67条の2第1項（特定の医療法人の法人税率の特例）及び前節第二款（税額控除）」とする。

5 第2項及び第3項に定めるもののほか、第1項の承認を受けた法人が、当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得について、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続その他同項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）（抄）

（法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等）

第39条の25 法第67条の2第1項に規定する政令で定める要件は、次に掲げ

る要件とする。

- 一 各事業年度においてその事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の当該各事業年度に係る証明書の交付を受けること。
 - 二 その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの人々に準ずるもの（以下この項において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（以下次号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。
 - イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
 - 三 その設立者、役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
 - 四 その寄附行為又は定款において、当該法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の医療法人（財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。）に帰属する旨の定めがあること。
 - 五 当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。
- 2 法第67条の2第1項の承認を受けようとする医療法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。
 - 一 申請者の名称及び納税地
 - 二 代表者の氏名
 - 三 その設立の年月日
 - 四 申請者が現に行っている事業の概要
 - 五 その他参考となるべき事項
 - 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 その寄附行為又は定款の写し
 - 二 その申請時の直近に終了した事業年度に係る第1項第1号に規定する証明書
 - 三 第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類

- 4 次の各号に掲げる医療法人は、当該各号に定める日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、第2項の申請書を提出することができない。
- 一 法第67条の2第2項の規定に基づく承認の取消しを受けた医療法人 当該取消しの日
 - 二 第6項に規定する届出書を提出した医療法人 当該届出書を提出した日
- 5 法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人は、各事業年度終了の日の翌日から三月以内に、当該各事業年度に係る第1項第1号に規定する証明書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。ただし、当該終了の日において同条第1項に規定する社会医療法人に該当する場合は、この限りでない。
- 6 法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人は、当該承認に係る税率の適用をやめようとする場合には、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、その承認は、その効力を失うものとする。

○租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）（抄）

（法人税率の特例の適用の取りやめの届出書の記載事項等）

第22条の15 施行令第39条の25第6項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出をする医療法人の名称及び納税地
 - 二 代表者の氏名
 - 三 法第67条の2第1項の承認を受けた日
 - 四 法第67条の2第1項の承認に係る税率の適用をやめようとする理由
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人は、施行令第39条の25第5項の規定により同条第1項第1号に規定する証明書を国税庁長官に提出する際に、同項第2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出しなければならない。
- 3 施行令第39条の25第2項の規定により提出する申請書（同条第3項の添付書類を含む。）、同条第5項の規定により提出する同項に規定する証明書（前項の書類を含む。）及び同条第6項の規定により提出する届出書には、それぞれ副本2通を添えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項に規定する申請書、証明書又は届出書が提出

された場合には、それぞれ同項に規定する副本2通が添えられたものとみなす。

○租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

- イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。
- ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

二 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。

二 その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

- イ その医療施設のうち一以上のものが、病院を開設する医療法人にあっては(1)又は(2)に、診療所のみを開設する医療法人にあっては(3)に該当すること。

(1) 40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあっては、30人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。

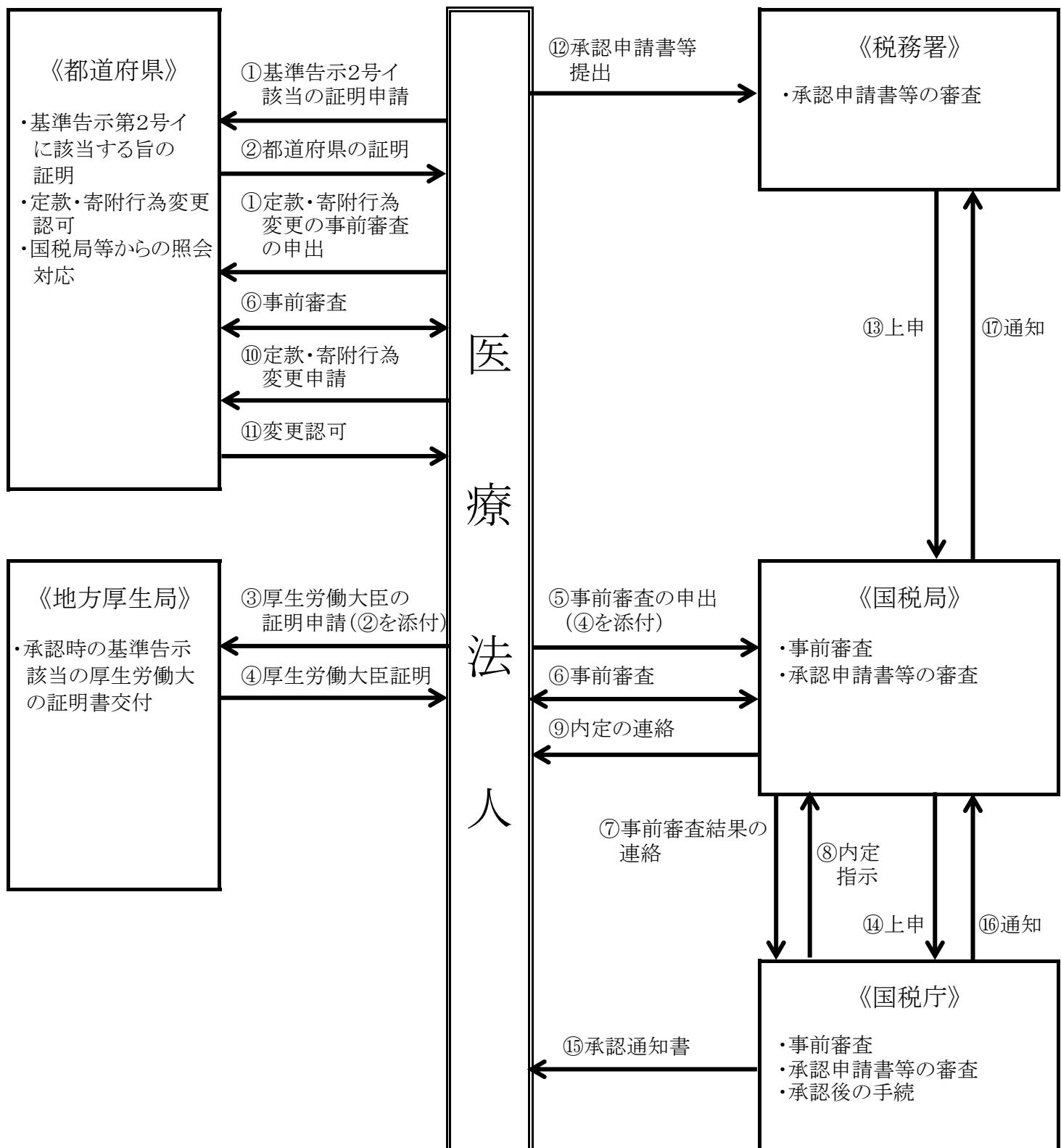
(2) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。

(3) 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である

旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

- 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

(別添2) 特定医療法人承認手続の概要



(注) 同じ番号のものは同時に実施する。

(別添3) モデル定款・寄附行為例

特定医療法人の定款例

<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章 名称及び事務</p> <p>第1条 本社団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本社団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第5条 本社団は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none">・特定医療法人は、基金制度を採用することができないため、基金制度のある医療法人から特定医療法人になる場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要であること。・病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第30条において同じ。）・本条には、医療法第42条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない
---	---

<p>○○看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本社団の資産は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本社団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるものの） (2) 本社団に寄附された財産 (3) 本社団の事業に伴う収入 (4) その他の収入 <p>第7条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (2) <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、○○県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第8条 本社団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本社団の経費を支弁する。</p> <p>第9条 本社団の資産は、理事会又は社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第10条 資産のうち現金は、医業経営のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第11条 本社団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。</p> <p>第12条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第13条 本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認</p>	<p>場合には、掲げる必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、本条を置かない場合には、以下の各条文が繰り上がることになる。 <p>・不動産、運営基金等重要な資産は、なるべく基本財産とすること。</p>
---	---

及び社員総会の承認を受けなければならない。

- 2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 社員

第15条 本社団の社員中、親族等の数は、社員総数の3分の1以下としなければならない。

第16条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

第17条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第18条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。

第19条 社員は、本社団の資産の分与を請求することができない。

2 前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。

第5章 社員総会

第20条 理事長は、定時社員総会を、毎年2回3月及び5月に開催する。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。
- 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会に付すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

第 21 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

第 22 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
3 前年度決算の決定	毎年 5月
4 定款の変更	
5 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）	
6 事業計画及び収支予算の重大な変更	
7 社員の入社及び除名	
8 理事、監事の選任、辞任の承認	隨時
9 本社団の解散	
10 定款第5条に関する事項	
11 他の医療法人との合併	
12 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	

第 23 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

- 2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で

- ・ 5分の1を下回る割合を定めることもできる。
- ・ 招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。

- ・ 第5条の業務がなければ掲げる必要はない。

決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 24 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 25 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第 26 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 27 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 28 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第 6 章 役員

第 29 条 本社団に、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上○名以内

うち理事長 1 名

常務理事 ○名

(2) 監事 2 名

2 理事及び監事は、社員総会の決議によって本社団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第 30 条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。

2 本社団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。

・病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人

	<p>保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事) の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の 5 第 6 項参照）</p> <p>3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。</p> <p>4 本社団の役員を選任するにあたっては、理事は 6 名を、監事は 2 名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ 3 分の 1 以下としなければならない。</p> <p>第 31 条 理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>2 理事長は本社団の業務を執行し、</p> <p>(例 1) 3箇月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(例 2) 每事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本社団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本社団の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会及び理事会に提出すること。</p> <p>(4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこ</p>	<ul style="list-style-type: none"> この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。
--	--	--

の定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事、社員総会又は理事会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

5 監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。

第32条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第29条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第33条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。

第34条 役員の報酬等は、

（例1）社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。

（例2）理事及び監事について、それぞれの総額が、○○円以下及び○○円以下で支給する。

（例3）理事長○円、理事○円、監事○円とする。

- ・役員の報酬は、3,600万円以下であること。
- ・役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要がある。
- ・定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はそ

	<p>の額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が2人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。</p>
<p>第35条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)自己又は第三者のためにする本社団の事業の部類に属する取引</p> <p>(2)自己又は第三者のためにする本社団との取引</p> <p>(3)本社団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社団とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>第36条 本社団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</p> <p>2 本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本社団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本条を規定するか否かは任意。

第7章 理事会

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本社団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第39条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。

3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならぬ。

4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。

5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

第40条 理事会の議長は、理事長とする。

第41条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、第50条の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

・1週間を下回る機関を定めることもできる。

・過半数を上回る割合を定めることもできる。

・理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないこ

<p>3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。</p>	<p>とになっているので、留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本項を規定するか否かは任意。 <p>・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。</p>
<p>第43条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <h3>第8章 評議員</h3> <p>第44条 本社団に評議員12名以上〇〇名以内を置く。</p> <p>第45条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営について識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 <p>2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。</p> <p>3 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。</p> <p>第46条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他</p>	

の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第 47 条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第 9 章 評議員会

第 48 条 理事長は、定期評議員会を、毎年 2 回 3 月及び 5 月に開催する。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。
- 3 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

第 49 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第 50 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3 月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
3 前年度決算の決定	毎年 5 月
4 定款の変更	
5 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）	
6 事業計画及び収支予算の重大な変更	
7 本社団の解散	
8 定款第 5 条に関する事項	
9 他の医療法人との合併	
10 重要な契約の締結等理事長が必要と認	

<p>めて付議する事項</p>	
<p>第 51 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。</p> <p>2 評議員会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。</p>	
<p>第 52 条 評議員は、評議員会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。</p>	
<p>第 53 条 評議員会においては、あらかじめ通知のあつた事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p>	
<p>第 54 条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p>	
<p>第 55 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>	
<p>第 56 条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。</p>	
<h2>第 10 章 証明書等の提出</h2>	
<p>第 57 条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了日の翌日から 3 月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。</p> <p>2 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証明書については、都道府県及び地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第 13 条第 3 項の医療法上の届出の規程にかかる

	<p>らず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。</p>								
<h3>第11章 定款の変更</h3> <p>第58条 この定款は、第22条、第41条第3項及び第50条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。</p>									
<h3>第12章 解散及び合併</h3> <p>第59条 本社団は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第41条第3項及び第50条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。</p> <p>第60条 本社団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。</p> <p>第61条 本社団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。</p> <p>第62条 本社団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。 								
<h3>第13章 雜則</h3> <p>第63条 本社団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。</p> <p>第64条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。</p>									
<h3>附則</h3> <p>本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>理事長</td> <td>○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>常務理事</td> <td>○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>○ ○ ○ ○</td> </tr> </table>	理事長	○ ○ ○ ○	常務理事	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	理事	○ ○ ○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ・本定款例により、新規に社団を設立する場合には、 「附則 本社団設立当時の役員は、
理事長	○ ○ ○ ○								
常務理事	○ ○ ○ ○								
同	○ ○ ○ ○								
理事	○ ○ ○ ○								

同	○	○	○	○	
同	○	○	○	○	
同	○	○	○	○	
監事	○	○	○	○	
同	○	○	○	○	
					次の通りとし、その任期は、 ○〇〇までとする。
					理事(理事長) ○〇〇〇
					〃 (常務理事) ○〇〇〇
					監事 ○〇〇〇
					〃 ○〇〇〇」
					とすること。

特定医療法人の寄附行為例

<p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の経営</p>	<ul style="list-style-type: none">・病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第29条において同じ。）・本条には、医療法第42条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。・なお、本条を置かない場合は、以下の各条文が繰り上がることになる。
---	---

第3章 資産及び会計

第6条 本財団の資産は次のとおりとする。

- (1) 本財団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの）
- (2) 本財団に寄附された財産
- (3) 本財団の事業に伴う収入
- (4) その他の収入

第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1)
- (2)
- (3)

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経た上、○○県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。

第8条 本財団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本財団の経費を支弁する。

第9条 本財団の資産は、理事会又は評議員会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第11条 本財団の事業計画及び收支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条 本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告

<p>書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない。</p> <p>第 14 条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 評議員</p> <p>第 15 条 本財団に評議員 12 名以上○○名以内を置く。</p> <p>第 16 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関する識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 <p>2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。</p> <p>3 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。</p> <p>第 17 条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。</p> <p>第 18 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 評議員会</p> <p>第 19 条 理事長は、定期評議員会を、毎年2回3月及び5月に開催する。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。</p> <p>3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p>	<p>• 5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。</p>
--	---

4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

第 20 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第 21 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
3 前年度決算の決定	毎年 5月
4 寄附行為の変更	
5 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）	
6 事業計画及び収支予算の重大な変更	
7 本財団の解散	随時
8 理事及び監事の選任、辞任の承認	
9 寄附行為第5条に関する事項	
10 他の医療法人との合併	
11 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	

第 22 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

2 評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第 23 条 評議員は、評議員会において各1個の議決権及び選挙権を有する。

第 24 条 評議員会においては、あらかじめ通知のあつた事項のほかは議決することができない。ただし、急

・招集の通知は、寄附行為で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。

・第5条の業務がなければ、掲げる必要はない。

<p>を要する場合はこの限りではない。</p> <p>第 25 条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>第 27 条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 役員</p> <p>第 28 条 本財団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 6名以上○名以内 　うち理事長 1名 　常務理事 ○名</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>2 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>第 29 条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。</p> <p>2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の5第6項参照）
--	---

職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

4 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の1以下としなければならない。

第30条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 理事長は本財団の業務を執行し、

(例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(例2) 每事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務を監査すること。

(2) 本財団の財産の状況を監査すること。

(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に評議員会及び理事会に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事、評議員又は理事会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、評議員会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるとときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

5 監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者とし

・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。

<p>て管理する病院等を含む。) の管理者その他の職員を含む。) を兼任することができない。</p> <p>第 31 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、第 28 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>第 32 条 役員は、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、決議することができない。</p> <p>第 33 条 役員の報酬等は</p> <p>(例 1) 評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。</p> <p>(例 2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、○○円以下及び○○円以下で支給する。</p> <p>(例 3) 理事長○円、理事○円、監事○円とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の報酬は、3,600 万円以下であること。 ・役員の報酬等について、寄附行為にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。 ・寄附行為又は評議員会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が 2 人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、評議員会で決議することは必ずしも必要ではな
---	---

	い。
<p>第 34 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引 (2)自己又は第三者のためにする本財団との取引 (3)本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p>	・本条を規定するか否かは任意。
<p>第 35 条 本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</p> <p>2 本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	
<h2>第 7 章 理事会</h2> <p>第 36 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>第 37 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるものほか、次の職務を行う。</p> <p>(1)本財団の業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督 (3)理事長の選出及び解職 (4)重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5)多額の借財の決定 (6)重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定</p>	

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。

3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならぬ。

4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。

5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

第 39 条 理事会の議長は、理事長とする。

第 40 条 理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、第 21 条の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に

・理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。

・本項を規定するか否かは任意。

・署名し、又は記名押印す

<p>署名し、又は記名押印する。</p>	<p>る者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。</p>
<p>第 42 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p>	
<p>第 7 章 証明書等の提出</p>	
<p>第 43 条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了日の翌日から 3 月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 証明書については、都道府県及び地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第 13 条第 3 項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。
<p>2 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。</p>	
<p>第 8 章 寄附行為の変更</p>	
<p>第 44 条 この寄附行為は、第 21 条及び第 40 条第 3 項の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。</p>	
<p>第 9 章 解散及び合併</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本条には、医療法第 55 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第 2 号に掲げる事由については、とく

<p>第 46 条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。</p> <p>第 47 条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。</p> <p>第 48 条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、○○県知事の認可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。</p>	<p>に本条に掲げる必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。
<p>第 10 章 雜則</p> <p>第 49 条 本財団の公告は、</p> <p>(例 1) 官報に掲載する方法</p> <p>(例 2) ○○新聞に掲載する方法</p> <p>(例 3) 電子公告（ホームページ）</p> <p>によって行う。</p> <p>(例 3 の場合)</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。</p> <p>第 50 条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。</p>	

附則

本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○

- ・本寄附行為例により、新規に財団を設立する場合に、

「附則

本財団設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は○○○までとする。

理事(理事長) ○○○○

〃 (常務理事) ○○○○

同 ○ ○ ○ ○

・
・
監事 ○○○○
〃 ○○○○」
とすること。